

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日 法律第127号）に基づく情報の公表

随意契約の内容

|                           |                                                                            |
|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 工事名称                      | 瀬田第二職員宿舎衛生設備その他改修工事（２４）                                                    |
| 場 所                       | 東京都世田谷区瀬田４－５－１９ 瀬田第二職員宿舎                                                   |
| 種 別                       | 管工事                                                                        |
| 概 要                       | 瀬田第二職員宿舎において給排水衛生設備の改修等を行う。                                                |
| 契約年月日                     | 令和6年10月8日                                                                  |
| 契約の相手方の商号又は名称及び住所         | 株式会社東急コミュニティー<br>東京都台東区東上野６－２－１                                            |
| 予定価格                      | 96,184,000（円）                                                              |
| 契約金額                      | 95,700,000（円）                                                              |
| 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 会計法第29条の3第5項<br>予算決算及び会計令第99条の2<br>競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないとき |
| 工 期                       | 令和6年10月９日から令和7年3月31日まで                                                     |
| 第１回変更契約年月日                | 令和6年12月2日                                                                  |
| 変更金額                      | 27,500,000（円）                                                              |
| 変更契約後の契約金額                | 123,200,000（円）                                                             |
| 変更契約の理由                   | 詳細な現地調査を行ったところ、宿舎全体の給水管に経年による腐食が確認されたため、改修内容を変更する必要が生じた。                   |
| 第２回変更契約年月日                | 令和7年3月19日                                                                  |
| 変更金額                      | 2,530,000（円）                                                               |
| 変更契約後の契約金額                | 125,730,000（円）                                                             |
| 変更契約の理由                   | 現地詳細調査の結果、屋外給水管の引込み位置が当初の想定と異なるため、屋外給水管改修において配管経路の見直し等を行う必要が生じた。           |